

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

The Royal Management of UDU.NITÁ (Small Cattle) under the Early Haxamāniš Dynasty

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川瀬, 豊子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004560

Haxāmaniš-朝初期における小家畜管理

川 瀬 豊 子*

The Royal Management of UDU.NITÁ (Small Cattle) under the
Early Haxāmaniš-Dynasty

Toyoko KAWASE

Persepolis Fortification Tablets (PFT) deal with administrative transfers of foodstuffs from 509 to 494 B.C., i.e., from the thirteenth to the twenty-eighth year of Dārayavau-I. Through the investigation of these tablets, this essay attempts to reconstruct tentatively the major outline of the royal management of UDU.NITÁ.

Ninety-three texts referring to UDU.NITÁ were extracted from PFT, to which was added Fort. 6764, published by G. G. Cameron. The following facts emerged from the detailed analysis of the texts:

- 1) The royal *nutanuš* (stockyard) was the central organization of UDU.NITÁ breeding in the royal economy;
- 2) Breeding was based on the consignment system;
- 3) A form of cattle tax (*baziš*) was levied by the royal court;
- 4) The use of meat and hides is confirmed by the texts, whereas that of wool and milk is only suggested, as for products derived from UDU.NITÁ. In addition, UDU.NITÁ were ritually sacrificed.
- 5) The consumption of UDU.NITÁ, was apparently restricted in daily life, and evidently, the interest of the royal court centered on increase of UDU.NITÁ and utilizing them alive. It is thought that UDU.NITÁ were not regarded as consumer goods, but rather as savings;
- 6) The consignment system and the levy of *baziš* seem to have shared the functions of linking the royal economy with the cattle breeders, from which it may be concluded that in addition to their economic functions, the consignment system and the levy of *baziš* aimed at the close interaction with the cattle breeders.

* 大阪大学文学部・国立民族学博物館共同研究員

I. はじめに	1) 会計簿からのアプローチ
II. 名称体系の再構成	2) 利用形態へのアプローチ
III. ペルセポリス王室経済管轄下の UDU. NITÁ	IV. Hiran と Uranduš の場合
	V. おわりに

I. はじめに

本稿の目的は、ペルセポリス出土のエラム語経済文書を手がかりに、従来とりあげられることの少なかったイランの基本的な生業形態である家畜飼養の問題を、特に羊・山羊の小家畜 (UDU.NITÁ) 管理という側面から考察することにある。

前539年バビロン征服によって古代オリエントの新しい支配者としての地位を獲得したハカーマニシュ朝¹⁾ (アカイメネス朝) は、第3代ダーラヤワウ1世 (ダレイオス1世, 在位 522—486 B.C.) の治世に帝国の統治行政機構の整備に着手した。

従来のハカーマニシュ朝史研究では、もっぱら、古代ペルシャ語による王碑文と古典古代史料が主要な対象であったが、近年われわれは、あらたに、ハカーマニシュ朝内部からの「報告」を利用できるようになった。とりわけ本稿でとりあげようとする城砦文書は、数量的にも内容的にも他史料を凌駕する²⁾。1933-1934年におこなわれたシカゴ大学オリエント研究所のペルセポリス発掘によって、大基壇北東隅の城砦から大量の粘土板文書群が発見され、そのうち2087点が R.T. ハロックにより1967年に *Persepolis Fortification Tablets* として公刊された³⁾。これらは物資の支給、収納、輸送、交換、貯蔵に関するダーラヤワウ1世の第13-28年 (509—494 B.C.) の王室経済の管理文書である。その記録は、南は少なくともニーリーズから北はエラム東部 (ただしスーサは普通含まれない) に及ぶかなり広範なペルセポリス王室経済圏について記されている。

城砦文書が、ハカーマニシュ朝の社会経済的諸関係や歴史的地理的諸事実の究明に対して測りしれない貢献を果すものであることは衆目の一致するところであり、最近

- 1) 以下ではハカーマニシュ朝帝国を、古典古代のアンチ・テーゼとして捉えようとする従来のヨーロッパ中心主義のアプローチに対し、ハカーマニシュ朝を、それ自体として古代世界の中に位置づけたいという筆者の立場を明示するために、王朝名と王名に関しては優先的に古代ペルシャ語碑文に現われる形——ただし名詞幹の形——を採用することにしたい。
- 2) 城砦文書の内容についてはすでに佐藤進氏によって詳細な報告がおこなわれている [佐藤 1973]。
- 3) 1977年段階ですでに4500のタブレットの研究が終了したと報告されている [HALLOCK 1977: 127] が、PF 2087 以後のあらたな公刊は実現していない。

ではしだいにそれらについての研究成果が発表されるようになってきている。しかしながら家畜管理の問題については、ハロック自身のテキスト解説以外には、W. ヒンツによってペルセポリス王室経済管理部門の一部として言及され [HINZ 1971: 288-290]、あるいは個々の単語の語義解釈が幾人かの言語学者によってなされることがあったにすぎず、体系的にとりあげられるということとはこれまでまったくおこなわれていないといつてよい。

しかし表1に示されるように現代イランの土地利用区分からみた場合、遊放利用面積は国土の25%を占めるのであり、家畜飼養による土地利用がきわめて重要な意義をもつことは明らかである [熊井 1977: 138]。ハカーマニシュ朝時代のイラン高原では、すでに人工灌漑のための地下水路「カナート」——現在においてもこの地域の灌漑手段として機能している——が掘られていたこと、そして、それによって農業生産が増大したこと、あるいはハカーマニシュ朝が植物栽培やその普及に熱心であったこと等が報告されてはいるが [GHIRSHMAN 1954: 182-184]、一般に農業生産の拡大が阻止される傾向のあるイラン高原の自然環境を考えた場合、とりわけ古代においては、家畜飼養に大きな比重が置かれていたことが予想される [ラムトン 1976: 360]。しかも城砦文書の主要管轄地域でありハカーマニシュ朝発祥の地であるフェールス地方は、ザクロス山脈を控えた良好牧野の分布する地域である。それゆえ、当該地域の家畜管理の実態を解明することは、ハカーマニシュ朝の基本的性格を理解するうえで、きわめて重要であると思われる。以下では前6世紀末—前5世紀初めのペルセポリス王室経済圏における UDU. NITÁ 管理の史料を整理紹介することを第一の課題として、今後のハカーマニシュ朝社会分析のための予備的作業として報告をおこないたい。なお当該地域の家畜所有は遊牧民によるものと定着民によるものに大別されるが、以下で取り扱われるのは主に大家畜所有者としての王室所有の UDU. NITÁ である。

本稿では UDU. NITÁ に関するものとして城砦文書中より93点、城砦文書には未収録ではあるがすでに G. G. キャメロンによって紹介されていた Fort. 6764 [CAMERON 1942: 216]⁴⁾ の計94点を分析の対象として抽出した。次にハロックの分類に

表1 イランにおける土地利用区分

土地区分	比率(%)
未利用地	25.0
砂漠	25.0
半砂漠	20.0
牧野	5.0
低生産牧野	1.2
牧野	8.8
森林	12.5
伐採された森林跡地	2.5
乾燥農業用地	
灌漑農業用地	

[熊井 1977: 138]

4) 当初キャメロンはタブレット作成年を第16年と再構したが、その後ハロックによって第19年と解すべきことが指摘され [PFT: 52]、現在では一般にそれが受け入れられている。

基づいて93点の内訳を示しておく。

- B テキスト (物資の交付) : PF 58-74
- C₁ テキスト (委託) : PF 232
- C₄ テキスト (税としての小家畜) : PF 267- 273, 2025
- C₅ テキスト (交換) : PF 278
- C₆ テキスト (C₁-C₅ 以外の委託) : PF 283-287
- D テキスト (一般的領収) : PF 332-333
- E テキスト (祭儀用あるいは加工用の支給) : PF 352, 362-364, 367, 376, 417, 2030
- G テキスト (糧食支給) : PF 587-588⁵⁾
- H テキスト (官吏による領収) : PF 654-663, 678
- J テキスト (王室の糧食) : PF 695-696, 2033
- K₂ テキスト (称号をもつ個人に対する毎月の支給) : PF 775
- K₃ テキスト (無称号の個人に対する毎月の支給) : PF 823-825
- Q テキスト (旅行支給) : PF 1442, 1572-1573, 2057
- R テキスト (分類不可能なテキスト) : PF 1633
- S₁ テキスト (動物に対する定期支給) : PF 1712-1716
- T テキスト (手紙) : PF 1790-1791, 1793-1794, 1829, 1854, 2070⁶⁾
- U テキスト (ラベル) : PF 1905
- V テキスト (仕訳帳) : PF 1943, 1946 ①②③⁷⁾
- W テキスト (会計簿) : PF 1987, 2007-2012, 2083, 2084

なお本稿では、以下に示すような略号を使用した。

略号

AV: アヴェスタ語

DB: ダーラヤワウ1世ビーストゥン碑文

Hdt: ヘロドトス『歴史』

JHSHO: *Journal of the Economic and Social History of the Orient*

JNES: *Journal of Near Eastern Studies*

5) 内容的には明らかに C₅ テキストに分類されるべきものである。

6) 内容的には PF 1790 は K₂ テキスト, PF 1791 は L₂ テキスト (労働者に対する毎月の支給), PF 1793 は K₂ テキスト, PF 1794 は M テキスト (特別支給), PF 1829 は C₁ テキスト, PF 1854 は D テキスト, PF 2070 は C₄ テキストに分類される。Fort. 6764 もここに含まれる, ただし内容的には J テキスト。

7) 内容的にはすべて S₁ テキストに分類される。

JSS: *Journal of Semitic Studies*

NP: 近世ペルシャ語

OIr: 古代イラン語

OP: 古代ペルシャ語

PF: 城砦文書テキスト

PFT: *Persepolis Fortification Tablets*

ZA: *Zeitschrift für Assyriologie*

Ⅱ. 名称体系の再構成

以下の報告をおこなうに先立ってまずペルセポリス王室経済の管轄下にある UDU. NITÁ が、いかなる類別名称に基づいて識別されていたのかを明らかにしておく必要がある。

UDU. NITÁ は、本来のシュメール語文書ではそのコンテキストから明らかに去勢されたオス羊を示す名称であるが [LANDSBERGER 1960: 67-68], 城砦文書では小家畜の総称として用いられる⁸⁾。さらに UDU. NITÁ には、kumaš, kupšu etc. の系列と raptam, hidu etc. の系列の明らかに異なる 2 品種が存在する。この 2 品種を決定することは必ずしも容易なことではないが、城砦文書における各々の取扱量の差に基づいて前者を羊、後者を山羊とする見解が一般に受け入れられている [PFT: 16]⁹⁾。これについては種別を確認できるテキストを整理した表 2 を参照されたい。後述するように、確かに王室経済管轄下の UDU. NITÁ の飼養あるいは増産の対象はもっぱら前者に集中する。それゆえ本稿でも上記の見解に従うことにしたい。

さて他の類別名称体系の諸例と同様に城砦文書の羊・山羊の各々についても、性差と成長段階に応じて名称が変化するだけでなく、オスとメスの成長段階のスケールにも相違が存在することが確認できる。すなわちオスには 2 段階の年齢区分のスケールしか存在しないのに対して、メスのそれには 3 段階が存在する。

まず羊については次のようになる。生まれた年にはオス・メスとも区別なく putú

8) 羊と山羊が羊の呼称で代表されるということは一般に起こりうることであるが、各々の呼称とは別に両者の総称が存在するのは特異なことなのだろうか。城砦文書以外の例としてトルコ語については牛、水牛の大家畜を示す mal に対し羊、山羊を示す davar が存在するということが松原正毅氏より御指摘いただいた。またモンゴル語については大家畜を意味する boda に対する baya mal (小さな家畜) という呼称が存在するという御指摘を原山煌氏よりいただいた。

9) R. E. エンメリックは PFT についての書評の中で kupšu がセム語 kbš を表わしていると主張している [EMMERICK 1971: 213]。ただしアラビア語では kabās はオス羊である。

表2 種別に基づく頭数比較

PF ナンバー	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	232	267	268	269	270
テキスト分類	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	C ₂	C ₄	C ₄	C ₄	C ₄
治 世 年	18	19	21	21	19	20	18	20	20	20	20	21	21	21	24	21	17	17	19	19
kupšu-na	12	3	6		14	9	1	*	2		15			10		9	476	382	226	222
hidu-na	5	6		10	16	10	1		13	8		14	11		3	16			15	17

271	272	273	283	284	285	286	287	1987	2007	2008	2009	2010	2025	2070	2083			
C ₄	C ₄	C ₄	C ₆	C ₆	C ₆	C ₆	C ₆	W	W	W	W	W	C ₄	T _(C4)	W			
16	19	18	19	21	20	21	24	19	15	15	16	16	17	15	16	19	18	
70	127	83	8	10	27	16	19		9265	584	539	681	247	570	570	533	8	997
				167	16		73	2	7578			185	26	86	86	41	40	111

(註) PF58-72 の B テキストは屠殺された羊・山羊の皮の宝庫への納入を記録することを最終目的とする。すなわちこれらは全く消費のカテゴリに属するもので C テキストや W テキストとは性質を異にするものである点については留意されたい

と呼ばれる。性別が必要な場合には GURUŠ (オス), MUNUS (メス) で区別される。オスの putú は第2年目には kumaš に移行する (PF 2008: 3-4, 17; PF 2010: 8-9, 30) が、その後名称の変化はない。一方メスの putú は第2年目に apšar と呼ばれるようになり (PF 2008: 7, 19; PF 2010: 11, 32), 第3年目には kupšu に移行する (PF 2008: 5-6, 18)。城砦文書では同一の putú について誕生から kumaš, あるいは apšar, kupšu への移行を連続的に検証することはできないので、各移行の基準、時期を確認することは不可能である。しかしながら後述する会計簿計算では、putú がいっさい出産に関係しないのに対して、apšar の一部と kupšu のほとんどすべてが出産に関係する。メス羊は一般に6-16ヶ月で最初の発情期を迎えるとされている [HAFEZ 1969: 320]。putú ではまだ性的には未成熟であるが、putú から移行した kumaš および apšar はすでに性的に成熟しはじめていた、すなわち生殖可能な段階に達していたとみなすことができる。それゆえ全体としては putú を仔羊, kumaš を成オス, apšar を若メス, kupšu を成メス, という現在一般的に使用されているスケールに対応させることが可能であるように思われる。なお単に putú との対比のみが問題となる場合には、apšar は現われず kupšu で総括される。

山羊の場合にも状況は全く同様であり、オスについては kariri と raptam の2段階、メスについては kariri, bakemaš, hidu の3段階のスケールが確認できる。ただし kariri から raptam (PF 2010: 3-4, 26), kariri から bakemaš (PF 2010: 6, 29) への移行は検証できたが、bakemaš から hidu への移行については検証できなかった。kariri との対比のみが問題とされる場合には、bakemaš は hidu で総括される。

なお羊の総称には羊の成メス kupšu が、山羊の総称には山羊の成メス hidu が、各々所有格を構成する接尾辞-na を付与して適用される。

さらに城砦文書には、UDU. NITÁ のための第3の類別名称体系が存在する。すなわち羊・山羊が UDU. NITÁ で総称されうる場合には、上述の個々の類別名称体系は putú を除いては利用されない。しかも UDU. NITÁ としてのみ言及されている場合には putú と hasana の二段階のスケールのみで、成長段階は性別を無視し、むしろ概括的総称的に表現される傾向がある。また羊・山羊に共通に認められる「1才」も、この第3の類別名称体系に含まれるものとして処理した。

UDU. NITÁ は今述べたように putú と hasana に大別される。putú については、会計簿において出産に関連して言及される場合には、特に haduš¹⁰⁾ (PF 2009, 2010,

10) UDU. NITÁ と牛 (GUD) (PF 2086) の出産に関連する以外では「糧食」を意味する [PFT: 686]; W. ヒントは「収穫」と解釈している [Hinz 1967: 332, 1973: 170]。

2083)あるいは *kurte* (PF 2008) と呼ばれる。一方 *hasana* は成獣を示す総称で、牛 (GUD), ロバ (ANŠE), ラクダ (ANŠE. A. AR. BA) および家禽類にも適用されるが、各家畜の成熟速度に応じてその下限が異なることは当然のことであろう¹¹⁾。UDU. NITÁ については明らかに *putú* の対立概念である (PF 2011, 2012)。「1才」の羊・山羊への言及は、城砦文書では5例のみである。そのうち4例はメスのコンテキストで現われ (PF 267, 268, 285, 287), *putú* と *kupšu* あるいは *kariri* と *hidu* の間の成長段階であることが確認できる。すなわち少なくとも部分的には *apšar*, *bakemaš* の成長段階と重なることが予想される。残る1例 PF 352 は UDU. NITÁ で総称されているので、オスの「1才」については直接の検証例をわれわれはもたない。

図1は以上の結果をまとめたものである。ただしこれはあくまで抽出したテキストに基づいて再構成されたものであり、必ずしも当時おこなわれていた名称体系を完全に説明するわけではない。たとえば、城砦文書に認められるオスの識別はきわめて単純なものであり、家畜の管理上当然予想される去勢については、その実態を明らかにするための手かかりはほとんど何も得ることができない¹²⁾。ただし UDU. NITÁ と

UDU. NITÁ						
♂ (GURUŠ)			♀ (MUNUS)			
<i>kariri</i>	<i>putú</i>	<i>haduš</i>	<i>putú</i>	<i>haduš</i>	<i>putú</i>	<i>kariri</i>
		<i>putú</i>		<i>putú</i>		
<i>raptam</i>	<i>kumaš</i>	1-na (1才)		<i>apšar</i>	<i>bakemaš</i>	<i>hidu</i>
		<i>hasana</i>				
<i>hidu-na</i> (山羊)	<i>kupšu-na</i> (羊)	UDU. NITÁ			<i>kupšu-na</i> (羊)	<i>hidu-na</i> (山羊)

図1 名称体系の再構成

11) *hasana* で修飾されている UDU. NITÁ 以外の家畜については次のことが確認できた。①牛, ロバ, 家禽ではオス, メスとも検証できる。②オス牛では3才, 1才, 仔牛は含まない。メス牛では仔牛は含まないが1才は *hasana* で総称されうる (PF 2086, 2087)。③メスロバでは1才は含まない (PF 289, 290)。④家禽のオスでは雛を含まない。メスでは1才と雛を含まない (PF 280, 2014)。⑤メスラクダでは5才 (4才?), 3才, 1才を含む (PF 331)。

12) ハロックによれば去勢を示唆するものとして「メス・オスの (MUNUS. GURUŠ-na)」と修飾されている牛とロバが言及される [PFT: 734]。

いう総称が示唆するように、シュメール以来の慣例と同様、城砦文書で取り扱われるオス羊はすべて去勢オス羊を前提としていたと考えてよいのかもしれない¹³⁾。

さて以上のような類別名称とは別個に、城砦文書の UDU. NITÁ には、その成長段階あるいは管理形態を補足的に説明すると考えられる次のようなエピセットを認めることができる：batin (「地区にいる」PF 1829), hadumiya (「?」PF 695), hapitamnuš¹⁴⁾ (「?」PF 2009), hatrimaš¹⁵⁾ (「?」PF 2009, 2012, 2083), IN-na¹⁶⁾ (「放牧中の」PF 1712-1714, 1716, 1946④—③), kibatin-na (「放牧中の」PF 1943), nutanuyaš¹⁷⁾ (「nutanuš に属する」PF 58, 73, 74, 2009, 2010, 2012), sunki-na (「王の」PF 775, 1442)。

これらのエピセットを解明し、その相関関係を正しく位置づけることは、王室経済管轄下の UDU. NITÁ の具体的な管理構造を理解するためには必要である。しかしそのような作業は現在の史料状況の下ではほとんど不可能である。今回の報告で直接に言及しうるものは、nutanuyaš のみであり、それ以外のエピセットについては、上述のようにテキスト例と各々の解釈の可能性を示すにとどめたい。

13) 古バビロニア時代の家畜管理の研究の中で F. R. クラウスは udu. nita₂ を去勢オス羊と解した場合の種オスの飼養についてふたつの可能性を指摘している。すなわち種オスは① udu. nita₂ の中に含まれていた、②記帳には関係しない特別の家畜、たとえば牧夫の所有する家畜の中に含まれていた [KRAUS 1966: 26-27]。

14) UDU. NITÁ と牛 (PF 2085) を修飾する。PF 2009 の会計簿計算では、前年度の繰り越し分には含まれるが、当該年にはおそらく個人に委託された結果全体の計算からは除外される家畜群を修飾している：ハロックは PF 2009 の hapitamnuš 数と hatrimaš の代替物とみなそうとする [PFT: 68]：ヒントは OP *āpidaumna-「水を求めて群がっている」を想定している [Hinz 1975: 32]。

15) UDU. NITÁ の成メスのみを修飾する。PF 2009 の hidu の計算から、追加あるいは補充のための家畜群であることは確実である。それゆえ PF 2009: 37 の 108 (?) hatrimaš は、ハロックに従い 61 hatrimaš として訂正して以下では取り扱うことにしたい：ヒントは O. Ir. *haθravā「交尾されるべき」(cf. Av. haθra-「一緒に、同時に」)を想定するが、会計簿計算では出産の項目には関与しない。あるいはヒントは *haθriva-と読む可能性も指摘しているが、これについては語源不明 [Hinz 1973: 87, 1975: 119]。

16) UDU. NITÁ (7例)、牛 (11例)、馬 (4例)、家禽 (9例)、šukur (動物の一種) (1例) を修飾する。この解釈は PF 1792 で穀物支給を受ける牛と受けない牛について後者のみが IN-na で修飾されていること、および PF 1709 で IN-na で修飾されるものに対する支給額が修飾されないものの 1/2 でしかないという2点に基づいている [PFT: 48]。

17) UDU. NITÁ、牛 (PF 2013, 2085)、家禽 (PF 1721, 2014)、kurtaš (王室経済管轄下の労働者) (PF 848, 1008, 1142) を修飾する。nutanuš は OP *nidāni- の借用語で「宝庫、倉庫、貯蔵庫」を意味する [GERSHEVITCH 1951: 143; HARMATTA 1954: 289-301]。ただし城砦文書で nutanuš が取り扱う対象はもっぱら家畜であるので、本稿では「家畜庫」と考える：ヒントは nutanuš については「宝庫、貯蔵庫」とすることを認めているが、nutanuyaš については D. ウェーバーの見解を取り入れ OP *nitaniya- を想定し「家畜が手足を伸ばして横たわる場所」すなわち「家畜の収容場所」を主張している [Hinz 1973: 86-87, 1975: 176]。

Ⅲ. ペルセポリス王室経済管轄下の UDU. NITÁ

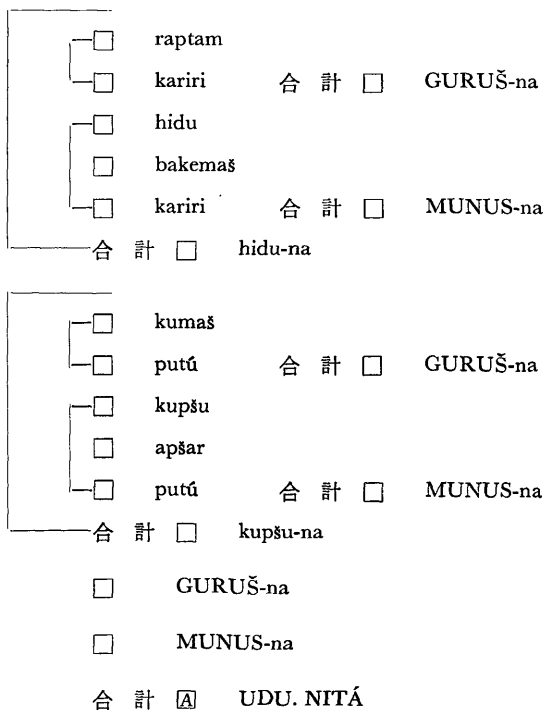
さて UDU. NITÁ の管理については、限られた数ではあるが、王室経済の会計簿がかなりまとまった形でその内容を伝えている。現存の会計簿は、ペルセポリスの王室経済全体を対象としていると推定される PF 2007 以外は、王室経済管轄下の家畜飼養地域にある nutanuš (家畜庫) を対象としたものと考えられる。それゆえこれらの記録を詳細に検討することによって、nutanuš の管理形態についてその概観を得ることができるであろう。本章ではまずこの作業がおこなわれる。そしてその後、抽出した他のテキストを活用することによって、具体的な UDU. NITÁ の利用形態がアプローチされる。

1) 会計簿からのアプローチ

会計簿は原則的には次のように構成される。

前書き：取り扱われる物件 (UDU. NITÁ), 担当官吏

前年度の繰り越し分：



当該年の計算：

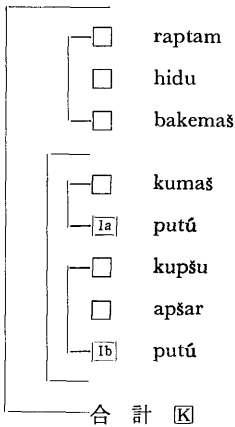
<input type="checkbox"/> A martukkaše sudan <input type="checkbox"/> B batmana hi parimak <input type="checkbox"/> C halpika (屠殺)	$B = A \times 1/10$
--	---------------------

<input type="checkbox"/> raptam <input type="checkbox"/> kariri <input type="checkbox"/> hidu <input type="checkbox"/> bakemaš <input type="checkbox"/> kariri <input type="checkbox"/> kumaš <input type="checkbox"/> putú <input type="checkbox"/> kupšu <input type="checkbox"/> apšar <input type="checkbox"/> putú 合計 D pitika (移動) 合計 E halpika + pitika	$E = C + D$
---	-------------

<input type="checkbox"/> raptam <input type="checkbox"/> hidu <input type="checkbox"/> bakemaš <input type="checkbox"/> kumaš <input type="checkbox"/> kupšu <input type="checkbox"/> apšar 合計 F katuka (保有)	
---	--

<input type="checkbox"/> mat katuka <input type="checkbox"/> mat pir halpika <input type="checkbox"/> mat pitika 合計 G datmaše sudan <input type="checkbox"/> H haduš hi parimak (出産) <input type="checkbox"/> I haduš kušika <input type="checkbox"/> Ia GURUŠ-na <input type="checkbox"/> Ib MUNUS-na <input type="checkbox"/> J haduš mazzika (支出)	$G = A$ の成メス合計 $H = G \times 2/3$ $I = Ia + Ib$ $J = H - I$
--	--

総 計 : UDU. NITÁ katuka



合計 K UDU. NITÁ katuka
L UDU. NITÁ mazzika (支出)

$$K = F + I$$

L の算出方法については
本文参照

以上の項目のすべてが必ずしも常に満たされるわけではなく、当然各テキストには個々の状況を反映したヴァリエーションが認められる (表 3)。しかし全体を通じてみれば、会計簿計算の基本的な手順とその特徴として次のことを確認することができる。

① 屠殺, 移動, 保有, 出産が nutanuš の主要な管理項目である。

② 当該年のすべての計算に先立って取扱総頭数¹⁸⁾の1/10が martukkaš として計算され, batmana (家畜担当官)¹⁹⁾に支給される。これはすべて屠殺されるべき UDU. NITÁ でおこなわれた。

③ 「屠殺されたもの」(appa halpika) には, a) 他より持ち込まれた (harika) UDU. NITÁ が屠殺される場合 (PF 2008, 2010) と, b) 当該 nutanuš に属する UDU. NITÁ が屠殺される場合 (PF 2009, 2083) の 2 通りがある。

a) 持ち込まれた UDU. NITÁ は nutanuš の保有頭数そのものには影響を与

18) hatrimaš が含まれる場合の取扱量は複雑である。PF 2009 においてオスは207頭で年頭保有頭数と取扱量の間には差はないが、メスは年頭保有頭数390頭に対し取扱量は460½頭と計算される。この70½頭の増加は当該年に計上された hatrimaš に由来するものでなければならない。ただし当該年の hatrimaš は合計269頭、そのうち屠殺されたものは140頭である (PF 2009 は屠殺方法 b に属する)。明らかに hatrimaš の取り扱いには他の UDU. NITÁ からは区別されており、一種の羊価の存在を想定できるのかもしれない。

19) ハロックは bate-「牛や羊の群れを集める」に基づいて, batmana も後出の batera もともに「牧夫」と訳している [PF 676] が, batmana は家畜管理を記録する会計簿にのみ認められる呼称であり, 直接飼養に関わる batera とは区別されるべきである。それゆえ本稿では, 前者を「(nutanuš の) 家畜担当官」、後者を「牧夫」と訳すこととした。

えず²⁰⁾、出産にも関係しない。これはすべて batmana に対して支給される。

b) 当該 nutanuš に属する UDU. NITÁ については、他の項目と同様、オス・メスについて各々の成長段階に基づく内訳がある。そして屠殺総頭数から batmana に対する支給を差し引いた頭数 (pir halpika) が, nutanuš の「支出」²¹⁾ (mazzika) の1項目になる。この場合には出産にも関係する。

④ 「移動されたもの」(appa pitika) はすべて nutanuš の「支出」となる。

⑤ 「生きているもの」(appa katuka) は, nutanuš の「支出」には含まれない。おそらくこれは nutanuš に残され, nutanuš 自体の飼養および消費の対象となった UDU. NITÁ 群と推定できる。換言すれば, この項目は nutanuš の直接の保有頭数を示すものとみなすことができる。

⑥ mat の語義は確証されていないが, 出産数を計算するための基準であることは間違いない。mat は基本的には屠殺, 移動, 保有の各項目の成メスの合計に基づいて計算される。ただし kupšu に出産を期待できないものが含まれている場合もあったし (PF 2009: 51, 64), あるいは apšar の一部が加えられる場合もあった (PF 2083: 68–69, 82)²²⁾。mat に関連する apšar の選別基準は必ずしも明確ではないが, II章で述べたように apšar のほとんどはすでに生殖能力を有しているので, ここではおそらくそのうち妊娠経験のある apšar が特に選別されたものと推定できる。すなわち mat は生殖能力のある kupšu と妊娠経験のある apšar によって構成されていたとみなすことができる。

⑦ mat 数の%にあたる出産が記録され, nutanuš に残される一部を除いて他はすべて「支出」される。この「支出」が nutanuš の「支出」全体の中で最も主要なものであった。nutanuš に残されるのはすべて羊であるが性比にはさほど際立った特徴は認められない (表3・E 項の putú 欄参照)。

⑧ 前年度の繰り越し分から「屠殺されたもの」と「移動されたもの」を除いた残り, すなわち「生きているもの」と前項で述べた nutanuš に残される一部の仔羊の

20) このことは, とりわけ nutanuš に属する牛の保有頭数の5年間にわたる変動を継続的に記録した PF 2013 によって明らかである。

21) mazzi-「取り除く, 回復する」の過去分詞であるが, 会計簿計算ではもっぱら「支出」の意味で用いられている。

22) PF 2008 の mat 計算に関連して L22 の欠損部分をハロックは 6 KI+MIN(=mat) pi-ir ha [1-ba-ka] と再構しているが, このテキストは持ち込まれた UDU. NITÁ が屠殺されたことを報告するものであり, pir halpika の出現は期待できない。しかも当該年の kupšu 249 頭は mat 計算の項ではすでに「生きているもの」219頭, 「移動されたもの」30頭として計算が終了している。それゆえこの6頭のメスも当該 nutanuš が保有する apšar の中に求めるべきであるように思われる。

表3 会 計 簿

PF ナンバー	治 世 年	項 ¹⁾ 目	kupšu-na					hidu-na					UDU. NITÁ
			♂		♀			♂		♀			
			kumaš	putú	kupšu	apšar	putú	raptam	kariri	hidu	bakemaš	kariri	
2007	15	D	3531	889	3970	186	689	2051	1153	3343	375	656	16843
2008	15	A	275	35	216	33	25						584
	16	B											58 ²⁾
		C	30		30								60
		D	280		219	25							524
		E	280	7	219	25	8						539
2009	16 ³⁾	A ₁	167	38	344	16	28	2		2			597
		A ₂	71		17			152		29			269
	17	B	34	21	188(61)	10	3	1		79(79)			336 ⁴⁾
		C	93	17	52(14)	5	23	1		77(77)			268
		D	40		194(14)	2				26(24)			262
		E	40	6	194	2	5			26			273

2010	15	A	221	8	339		2	30	10	45		1	656
	16	B											65 ⁵⁾
		D	229		339	2		40		45	1		656
		E	229		339	2		40		45	1		656
2083		A											1043 ⁶⁾
		B											
		C	454	104	988	38	82			151(151)		4	1821
		D	185		699(33)	57		3		108(108)			1052
		E	185	30	699	[57] ⁷⁾	[26] ⁷⁾	3		108			[1108] ⁷⁾

註 1) 項目

A: 前年度繰り越し分=nutanus の年頭保有頭数

B: 屠殺

C: 移動

D: nutanus の保有

E: nutanus の最終保有頭数

2) 持ち込まれた UDU. NITÁ が屠殺された。すべて batmana への支給

3) A₁: nutanus に残される

A₂: hapitamuš として取り分けられる

4) 66頭は batmana に対する支払

5) 持ち込まれた UDU. NITÁ が屠殺された。すべて batmana に対する支給

6) 365頭は batmana に対する支払

7) 欠損部分を筆者が再構

* なお kupšu, hidu 欄の () 内の数字は, hatrimaš の数を示す。

合計が、当該年の「生きているもの」の総計として記録される。この総計が当該年の最終的な nutanuš 保有頭数を構成する。

⑨ 当該年の nutanuš の総「支出」は、屠殺のあり方によってその計算方法が異なる。

a) 仔羊・仔山羊の「支出」+移動頭数- batmana への支給。

b) 仔羊・仔山羊の「支出」+移動頭数+ (屠殺総頭数- batmana への支給)

すなわち batmana への支給は、nutanuš の最終的な「支出」とはみなされていない。現段階では batmana の職務内容を決定することはできない。しかしこの batmana への支給はかれ個人に対する報酬ではなく、むしろかれが管理すべき nutanuš 内の屠殺家畜の消費許容量を表わすものとみなすべきであるように思われる。おそらく屠殺に関する権限は家畜の所有者たる王室、より直接的には nutanuš にあった²³⁾。ところで a) の場合 batmana への支給は明らかに当該年に生まれた仔羊・仔山羊でおこなわれなければならない。仔羊・仔山羊の「支出」には既述のような管理項目の内訳が明記されず「支出」合計のみが記録されているのであるから、今その一部が屠殺に充てられたと解釈しても問題は生じない。生後まもない仔羊・仔山羊の屠殺がおこなわれていたことが示唆される。

⑩ 以上の計算は、各 nutanuš で自律的におこなわれたのではなく中央の監督下におこなわれた。とりわけ PF 2008, 2009 の各項目の割当を決定した Harrēna は、王室経済の最高責任者 Parnaka²⁴⁾ に直属するペルセポリスの家畜長 (kāsabattis)²⁵⁾ であり、おそらく家畜管理の最高責任者であった。

以上のようにして計算された屠殺、移動、出産の各項目の「支出」は、個人に分配される。たとえば PF 2011 によれば第18年には合計 667%頭が14名に、翌年第19年

23) cf. 古バビロニア時代のハーディング契約では年頭の家畜総頭数 100頭につき15頭の皮の消費が、あるいは新バビロニア時代には 100 頭につき10頭の皮の消費が家畜の所有者に認められている (後出註30, 35参照)。

24) Parnaka は H テキストにおいては城砦文書中最高の定額支給を受け、T テキストにおいては王室経済からの支給を直接命令する立場にあり、王の命令はかれを通して実現された。またかれは王に次ぐ押印文書 (halmi) の発行者でもあった [川瀬 1978: 87]。

25) <OP *gaiθa-pati-[PFT: 711; Hinz1952: 237, 1975: 102]。>

すべて UDU. NITÁ に関連して現われる。PF 2025 で Uranduš の家畜長 Makama に言及される以外はすべて Harrēna に付与されている (PF 1791, 1793, 1794, Fort. 6764)。Makama がおそらく一地方の家畜長であったのに対し、Harrēna は UDU. NITÁ や牛の支給を Parnaka に直接に命じられ、あるいはかれ自身 UDU. NITÁ の支給を命じる手紙を発行し、nutanuš の計算を割り当て、baziš (後述) としての UDU. NITÁ の委託を割り当てるなど、明らかに王室経済圏全体に及ぶ権限を有していたと考えられる。おそらくかれ自身は Parnaka と同様ペルセポリスにいた。

には合計1447%²⁶⁾ 頭が15名に対して支出されている。この場合には第19年に追加された1名を除く14名はすべて2年間連続してUDU. NITÁを受け取っている。第19年の「支出」の急激な増加は、仔羊・仔山羊の「支出」が前年度の48頭から982頭に増加したことによるもので、各個人に対する「支出」もそれに対応して2-2.5倍に増加しているが、各個人間のバランスは維持されている。あるいはPF 2012では第16年に合計176%頭が24名に「支出」されている。記載されている各個人が家畜飼養者であるのか、製品の加工者であるのか、あるいは単なる消費者であるのか、その資格については必ずしも明らかでないが、PF 2012の例が示すように(N章参照)、おそらくは当該nutanuš管轄地域内、あるいは近隣地域の住民を主要な対象としていたと推定することができる²⁷⁾。

さてこれまでこの種の会計簿計算の理解を困難にしてきた最大の原因は、mat数×%として計算される出産の項目であった。ハロック自身はmat数の合計に続いて現われるdatmašという語が常に%の計算を要求するということを指摘するにとどめ、その意味を具体的に説明することは控えている²⁸⁾。またエラム語の一方の権威ヒンツはこれについて、ハカーマニシュ朝治世下においては3頭の仔羊のうち2頭しか生き残らないと考えられていたなどという幾分混乱した解釈を提示している²⁹⁾。しかしながらこのdatmaš計算、すなわち%計算の手順を家畜飼養地域の慣習の中に還元してみれば、これが預託制を前提にして初めて成立しうるものであることは、ほとんど疑問の余地のないことである。

前章で述べたputú→kumašあるいはapšar, apšar→kupšu, kariri→raptamあるいはbakemašへの移行は「生きているもの」(=nutanušに残されたもの)の項目でのみ起こりうるものであり、屠殺や移動の項目では決して起こらない。すなわちnutanušのUDU. NITÁの屠殺((b)の場合)や移動がおこなわれる場合には成長段階の移行に先行して実施されたのであり、出産の時期にはすでにその作業は完了し

26) l. 22 合計144%は明らかに154%の誤り、ここでは訂正した結果を加算した。

27) PF 2084ではUDU. NITÁと油が各地区の倉庫管理人(amparabara)を通して「支出」されているが、この場合はかなり広範な地域が対象となっているようである[PFT: 68]。おそらくいったん倉庫に納められた後、各地区において分配されたのであろう。

28) ハロックはhaduš parimakを予想される出産数、haduš kusikaをタブレット作成時にすでに生まれていた仔羊とみなし、後者が当該年のnutanušの真の増加分を構成すると考えた。この解釈に従えばhaduš mazzikaとは「支出」の最大許容量を表わすにすぎない。またdatmašについてはOP *dātma(ka)-を想定しAv. dādmāyaとの比較に基づいて「ふいご」を主張するゲルシェビッチの語義解釈を紹介しているが、ハロック自身はそれについては消極的な評価しか与えていない[PFT: 66-67]。

29) datmašについてはOP *dāθva-「次の世代、出産、収穫」を想定している[Hinz 1973: 87, 1975: 87]。

ていたと考えねばならない。しかも前述したように nutanuš からの「支出」は各個人に分配されていたのであるから、いったん分配された家畜が交尾あるいは、出産のために再び徴集されるという可能性はほとんど期待できない。また一般に会計簿は当該の会計年度の終了後に作成されたのであるから、この数字を単純に当該年の出産の見積りであるとみなすのも適当ではない。すなわち各項目の mat 数はあくまで計算の必要上要求されるものではあるが、それに基づく出産頭数は現実に当該 nutanuš の収入として確保された仔羊・仔山羊を報告しているとみなさねばならない。問題は nutanuš が確保すべき仔牛・仔山羊の頭数であり、現実の出産頭数そのものではない。

すなわちペルセポリスの王室経済では、すでに支出されたものも含めて、当該 nutanuš の年頭の UDU. NITÁ 保有総頭数のうち mat と形容されうるメスの%が、公的な出産規準として承認されていたのであり、それが nutanuš の最低確保量と、みなされていたといえる。ただし、ここでは家畜の所有者と飼養者の間の契約という形で証明されうるような個々のケースの詳細を知ることはできないので、単純に%を個々の預託料として適用することは危険である。しかし全体としてみた場合には、nutanuš の UDU. NITÁ 飼養が預託制に依存していたことはいまや明らかである。おそらく全体として%を越える出産が実現した場合には、その余剰は直接各飼養者に還元されたのであろう。なぜならば余剰が nutanuš の収入に計上されることはなかった。反対にもし%が達成されなかった場合には各飼養者にはその不足分を補償する義務が課せられていたと考えられる。

ところで家畜の飼養および管理という面からみた場合、複数の個人に預託されることの最大のメリットは、家畜を分散することによって危険もまた分散されるということである。天候の異変や伝染病、狼の襲撃等の原因によって、この地方の家畜飼養はきわめて不安定であり、現在でも1年で1群の50%が失われるということは稀なことではない [BARTH 1961: 7; STAUFFER 1965: 293-294]。ただし城砦文書の会計簿には損害や不足の項目が欠如しているので、危険の分散、補償義務等について直接検証することはできない。

なお古代オリエント世界における預託制についてはすでに古代バビロニア時代のハーディング契約³⁰⁾やハムラビ法典に記載されているハーディング契約の規定³¹⁾の中に、その具体的なイメージを探ることができる。その結果は以後の西アジアの家畜飼養地域一般に認められる預託制の諸特徴と驚くほど類似したものである³²⁾。王室経済の UDU. NITÁ に関する会計簿の構成自体が、このようなバビロニア以来の伝統に従うものであるが、出産項目の処理についてもそのコンテキストはきわめて類似し

ている³³⁾。しかしながら出産率や預託料そのものは時代や地域によって当然変化する³⁴⁾ものなので、 $\frac{2}{3}$ という城砦文書の値そのものについて評価を加えることはここでは控えたい。ただ新バビロニア時代の契約例の中にも、牧夫は年頭のメス羊100頭につき66%頭、すなわち $\frac{2}{3}$ を当該年に出産された仔羊の中から所有者に引き渡すべきである、とするものがあることを指摘しておくにとどめる³⁵⁾。

30) 古バビロニア時代の Larsa 出土のハーディング契約文書では、羊毛刈から羊毛刈までが、1会計年度とみなされ、牧夫には当該年の成メスの保有頭数100頭につき80頭の仔羊、年頭保有総頭数100頭につき15頭の皮、1頭につき2 mana (=0.96kg)の羊毛を所有者に返す義務が課せられていた。仔羊や羊毛についての余剰は牧夫の収入となったが、ハーディングの過程で規定以上の損失が生じた場合には牧夫に補償義務が課せられていた [KRAUS 1966]。

牧夫の利益は主に家畜飼養の余剰に由来するが、時にはそれ以外の言及も認められる。たとえばハムラビ法典の例(後出註31参照)以外にも、穀物8 GURの賃金と銀1 shekelの被服手当てで雇われている牧夫の例、穀物5 GURの賃金に加え2.2 GURの穀物支給と銀1 shekelの被服手当てで雇われている牧夫の例などが認められる [POSTGATE 1975: 9]。

31) 牧夫の権利と義務はおよそ次のように規定される。①牛や羊の世話をする牧夫には1年に穀物8 GURが支払われる (§ 261)。②家畜群の規模が縮小したり出産数が減少しても契約成立後には規定の義務を遂行しなければならない (§ 264)。③牧夫が家畜を盗んだ場合には有罪を宣告され盗んだものの10倍を所有者に返さなければならない (§ 265)。④不慮の災難やライオンの襲撃による家畜の損失に対しては牧夫は責任を負わない (§ 266)が、牧夫の不注意によって伝染病が発生した場合には牧夫はその損失を補償しなければならない (§ 267)。あるいは家畜を道に迷わせた場合には牧夫は同種の家畜で補償しなければならない (§ 263) [DRIVER 1955: 88-91, 270-276]。

④の補償義務についてはすでにハムラビ以前にその例を認めることができると報告されている [POSTGATE 1975: 6-7]。

32) 貨幣経済の導入によって家畜飼養者に対する報酬も様々に変化しているが、ラムトンが報告する現代イランの例の中で最もわれわれの関心をひくもののひとつは Torbat-e-Heydariyeh 地方のものである。それによれば①現金ならびに現物による賃金、たとえば現金1000リアルと小麦2ハルヴァール(約600kg)、フェルト製上着1着、靴1足、②一定の割合の家畜の仔、たとえば出産し乳離れしたのち所有者に渡された仔羊と仔山羊の10%、によって牧夫へ支払われる [ラムトン 1976: 355]。

あるいは北アフガニスタンの Band-i-Turkestan では生まれた仔羊10頭につき1頭と食糧によって支払われる [織田・末尾・應地 1967: 172-173]。

さらに比較的最近のものでは、250頭の羊・山羊を管理するチューパン(羊番)の家族に年4000リアルと小麦160マン(480kg)と塩、バター、チーズが支払われるフェールス地方の例 [大野 1971: 351] や、1年間の食糧(小麦粉、バター、チーズ、塩)と遊牧に必要な服装のすべてと靴が現物支給され別に賃金50000-80000リアルが支払われるエスファハーン地方の例 [熊井 1977: 149] が報告されている。

33) ただし古バビロニア時代のハーディング契約では前年度の成メスの頭数に基づいて牧夫の義務が決定されたのであり、城砦文書の apšar の成長段階に対応すると考えられる kir_x. gub や kir_x. UR₄ は出産には関係しない。

34) 古バビロニア時代の Larsa では既述のようにメス羊100頭に対し仔羊80頭が公的な規準として認められていたようであるが、他の例ではメス羊100頭に対し仔羊75や70という報告もある [KRAUS 1966: 50-51]。あるいは古代の南イタリアのカラブリア地方のようにメス羊1000頭に対し仔羊1000頭が期待できるというようなきわめて高い出産率を報告する例もある [ORTH 1921: 381]。

35) それによれば牧夫は家畜の所有者に対し以下のものを支払わなければならない。①当該年の出産からメス羊100頭に対し仔羊66%頭、メス山羊1頭に対し仔山羊1頭、②羊1頭に対し1½ manaの羊毛、山羊1頭に対し50 shekelの山羊毛、③羊・山羊100頭に対して10頭が死ぬとして10頭につき皮1と腱2½ shekel [KRAUS 1966: 18]。

表4 UDU. NITÁ 支給

PF ナンバー	テキスト 分類	治世年	月	受 給 者	支給総額	gal	1日あたりの穀類・ ぶどう酒受給額検証拠	コ メ ン ト
654	H	18	10	Par-na-ak-ka	20	○	穀 類 18 BAR ぶどう酒 9 marris	10日間
655	H	18	10	Par-na-ak-ka	8	○		4日間
656	H	19	2	Par-na-ak-ka	24	○		12日間
657	H	19	2	Par-na-ak-ka	26	○		13日間
658	H	19	3	Par-na-ak-ka	10	○		5日間
659	H	19	3	Par-na-ak-ka	10	○		5日間
660	H	19	6	Par-na-ak-ka	12	○		6日間
661	H	19	7	Par-na-ak-ka	6 ¹⁾	○		4日間
662	H	20	12	Par-na-ak-ka	20	○		10日間
663	H			Par-na-ak-ka	174	○		
678	H	19	10-11	Zi-iš-sa-u-iš	90	○	穀 類 6 BAR ぶどう酒 3 marris	2ヶ月間
695	J	21			100x+34 ²⁾	×		王の前で消費された
696	J	19			1124	×		王の前で消費された
823	K ₃			Ba-ke-ya duksis ³⁾ Iš-ti-in	2	×		100人の puhu ⁴⁾ を従えている (PF 1377)
824	K ₃			Ba-sa-ka	6	×	穀 類 3-5 QA	2ヶ月間; 15人の puhu を従え ている (PF 1253 f.)
825	K ₃			Ma-ti-iš-sa	3	×	穀 類 2- $\frac{2}{3}$ QA ぶどう酒 1 marris	2ヶ月間; 3人の puhu を従え ている (PF 1249)
1572	Q	19		インド人旅行者	13	×		王の下からインドへ、第一級ガ イドの仲介

1573	Q			Ma-u-da-ud-da	3	×	穀類 5 QA	13人の男を従え、3泊する。1日につき1頭；同僚1人と puhu 2人を従えている (PF 1429)
1633	R	20		彫刻師	71	○		
1790	T (K ₂)	18 19	7-12 1-12	5人の Paša の長	31+7 mit ⁵⁾	○	穀類 5/8 QA ぶどう酒 1 QA	1月 1人 1/8頭
1791	T (L ₂)	18	8-12	ペルセポリスにいる職人	172 1/2 ⁶⁾	○	穀類 1/2-1 QA	1月 100人隊長 6人 3/8頭 10人隊長 21人 1/2頭 10人隊長 14人 1/8頭 21人 1/8頭 53人 1/8頭 62人 1/15頭
1793	T (K ₂)	19	7	mudunra ⁷⁾ 135人	13+5 mit		穀類 1-3/2 QA (ビール 1/2 marris)	1月 1人1頭、王と王子の馬とらばを飼育
1794	T (M)	20		tidda huttip (?) 750人	75	○	(ビール 2 QA)	3ヶ月間、1月 1人 3/10頭、544人は Paša
2033	J	20+x			85 ²⁾	×		王の前で消費された
2057	Q			インド人旅行者 3人	2	×		第一級ガイドの仲介、1日 1人 1 mit
Fort. 6764	T (J)	19	1	duksiš Ir-taš-du-na	100	×		王の命令による支給

1) 8 の誤り

2) kariri (仔山羊) と明記

3) 高貴な婦人の称号

4) 従属的地位にある者、または職業能力の低い者を示すために用いられる

5) 1 mit = 1/8頭または 3/10頭

6) 163% の誤り

7) 馬の飼育者

表5 KUŠ 利用

PF ナンバー	テキスト 分類	治 世 年	月	kupšu-na				hidu-na				UDU. NITÁ	KUŠ 担当官 ¹⁾	宝庫の所在地
				♂		♀		♂		♀				
				kumaš	putú	kupšu	putú	raptam	kariri	hidu	kariri			
58	B	18		1		7	4	1		4		17	Am-pir-da-u-iš Ša-a-ka-da	Hiran
59	B	19		3						6		9	Ša-a-ka-da Ir-ti-ma	Tirazziš
60	B	21	1			6						6	Ir-ti-ma Ša-a-ka-da	Tirazziš
61	B	21	1					5		5		10	Ir-ti-ma Ša-a-ka-da	Tirazziš
62	B	19		14				16				30	Ša-a-ka-da Ir-ti-ma	Batrakataš
63	B	20	5	6		3		4		6		19	Ša-a-ka-da Ir-ti-ma, Mi-pu-ka	Batrakataš
64	B	18				1				1		2	Ir-ti-ma	Rakkan ²⁾
65	B	20				x						x	Ir-ti-ma Ša-a-ka-da	Rakam

66	B	20				2				13	15	Ir-ti-ma Ša-a-ka-da	Rakam
67	B	20								8	8	Ir-ti-ma Ša-a-ka-da	
68	B	20	8	5		10					15	Ša-a-ka-da Ir-ti-ma	
69	B	21	4				4			10	14	Ir-ti-ma Ba-ka-ke-ya	Matezziš ²⁾
70	B	21	8							11	11	Ir-ti-ma Ša-a-ka-da	Matezziš
71	B	21	8			10					10	Ša-a-ka-da Ir-ti-ma	Matezziš
72	B	24	12							3	3	Pu-uk-ša x	²⁾
73	B	19									4	Ba-ka-du-iš-da Zi-iš-ša-ma, Pir-tan-da	
74	B	20									18	Ba-ka-du-iš-da Pir-tan-da, Zi-iš-ša-ma	

註 1) 各テキストに記録されている順序に従った
2) 宝庫の存在は明記されていない

2) 利用形態へのアプローチ

ではこのような王室経済の管轄下にあった UDU. NITÁ について、具体的にはどのような利用形態が考えられるであろうか。ここではそのことを UDU. NITÁ の支出と収入の各項目の構成からアプローチしてみたい。まず支出と収入の個々の具体例を城砦文書に求めてみよう。

支出については、基本的に生産のための支出と消費のための支出が大別される。前者は①飼養を目的とする預託に相当し、後者は②食料、③皮、④祭儀の犠牲獣としての利用を含む。以上4種類の利用形態を直接テキストから確認することができる。①はすでに述べたように nutanuš の支出として会計簿に記録される。ここでは②以下についてみていこう。

②食料としての UDU. NITÁ 支給は、穀物やぶどう酒に比べれば特殊なことではあるが、それでも官吏や王室経済管轄下の労働者 (kurtaš) に対する支給としてかなりの検証例を得ることができる。この UDU. NITÁ 支給の資格と受給者の地位を調査する目的で作成したのが表4である。

UDU. NITÁ 支給には、gal³⁶⁾ として規定される場合とされない場合があった。おそらく前者は日常的な労働の報酬であり、後者は旅行や行事の施行など臨時の要求に応じるものであると推測できる。いずれにしてもこの表から明らかなように UDU. NITÁ の受給者は、王室経済の高官あるいは特殊技能をもつ労働者、あるいは高貴な人物に限られていた。確かにかれらに対する UDU. NITÁ 以外の支給の検証例は、ペルセポリス王室経済の労働者成年男子ひとりあたりの1カ月平均支給額大麦 3 BAR, ぶどう酒 1 marriš, すなわち1日大麦 1 QA, ぶどう酒^{1/3} QA と比較して一般に高額である。

これらの支給は PF 1790, 1791, 1793, 1794, 2057 が明示しているように、おそらく屠殺された羊・山羊の肉であった。また Fort. 6764 は、ダーラヤワウ1世の直接の命令によって王妃 Irtašduna に支給されたもので、PF 1795 のぶどう酒 200 marriš とともに、第19年の新年祭の大饗宴のための費用であったとみなされている [HINZ 1970: 423; MAYRHOFER 1972: 195]。しかし羊・山羊の産物のうち最も基本的なものとされるミルクや乳製品については、城砦文書からはほとんど何も明らかにされない。ただ PF 417 でミルクと想定される zirna (cf. NP šir) [PFT: 775] 60 marriš が mariyam (? : 食料品の一種) に加工され、PF 725 でチーズと想定

36) gal はアラム語 ptp に相当し (PF 858), 帝国の官吏や労働者に対する支給を意味する。

される banura (cf. NP panir) [Hinz 1973: 82, 1975: 178] 6 BAR が王の前で (sunki tibba) 消費されたことが報告されているにすぎない。

③皮 (KUŠ) の利用については, nutanuš に属する家畜が屠殺され (PF 58, 73, 74), その皮が Tirazziš (現在のシーラズ) や Batrakataš (現在のパスルガダイ), Matezziš³⁷⁾ という王室経済の中心地にある宝庫 (kapnuški) にひき渡された (PF 58-63, 65-68, 70-71, 73-74) ことが確認できる。皮の取り扱い, 表5から明らかのように, かなり専門化した職務であった, すなわちその消費がかなり統制されていたことが推測される。ところで羊・山羊の皮は現在でも日常生活の各部に広範に利用されているが, 当時とはとりわけ書材として重要であったと思われる。古代世界においていわゆる羊皮紙が書材として利用されていたことは周知のことであるが, そのことについては, ハカーマニシュ朝治世下においても, すでにギリシャ人の証言が存在するし, 事実羊皮紙に書かれた前5世紀末のエジプト総督 (ペルシャ人) の書簡も発見されている [DRIVER 1957: 3]。あるいはダーラヤワウ自身, この KUŠ という語をビーストゥン碑文作成のための書材として粘土板と並置させている (DB 70: 5)³⁸⁾。

④祭儀の犠牲獣として利用される UDU. NITÁ については, あらかじめ支給されていた大麦 (PF 278, 352, 362-364, 367, 587, 2030) や tarmu 麦 (PF 376) との交換によってはじめて獲得された。UDU. NITÁ 要求の原理は明らかではないが, 交換率は一般に大麦 10 BAR に対し UDU. NITÁ 1頭である³⁹⁾。しかし大麦 20 BAR に対し1頭 (PF 367, 2030) や tarmu 麦 30 BAR に対し4頭 (PF 376) という例外も検証されている。

バビロニアのハーディング契約には, 以上のほかに羊毛と蹄の利用が明記されているが, それらは城砦文書では直接に検証することはできない。

一方収入については会計簿に記載される出産による増収以外に, baziš⁴⁰⁾ と呼ばれる一種の家畜税の存在が認められる。両者とも利用形態については直接証拠を与えるものではない。しかし以下に挙げる baziš として徴収された UDU. NITÁ の諸特徴は, 明らかに羊・山羊の残された利用形態を指向している。

まず第一に他のテキストに比較すると, baziš としての UDU. NITÁ の構成比は

37) ダーラヤワウ1世の即位に続いて起こったパールサ地方の叛乱の主謀者 Vahyazdāta- とかれの追隨者が処刑された場所 (DB 43: 19), OP Uvādaicaya- に相応。

なお Tirazziš と Matezziš は労働者に対する定期支給を記録するテキストの2大中心地であり, そこにはかなり大規模な労働者集団が存在したとみなされている [HALLOCK 1973: 322]。

38) OP carman- 「皮」のエラム語訳として用いられている。

39) PF 588 もこの例に加えることができる。

40) OP baji- 「貢物」の借用語である [PFT: 677]。

表6 baziš 徴収

PF ナンバー	治 世 年	月	kupšu-na					hidu-na					UDU. NITA	被委託人	徴収地
			♂		♀			♂		♀					
			kumaš	putú	kupšu	1 才	putú	raptam	kariri	hidu	1 才	kariri			
267	17		28	4	392	46	6						476	Mi-iš-šu-man-ya	
268	17		211		163	8							382	Ma-ka-ma šak Na-pu-un-da	
269	19	6	159		67			10		5			241	Ma-ka-ma šak Ū-un-ti-iš	Pirritukkaš
270	19	6	156		66			12		5			239	Ba-[]-da	Pirritukkaš
271	16	6	38		32								70	1)	Pirritukkaš
272	19		73		54								127	Ap-pi-ši-ya-ti-iš ²⁾	
273	18	4	35		48								83	Ap-pi-ši-ya-ti-iš	
2025	19	2	40	75	309		102						526	Ma-ka-ma	Uranduš
					7			15		25		1	48	Ū-mi-iz-za	Hiran
2070	18	½ ₂₁			7		1	11		29			48	Ū-mi-iz-za	Hiran

註 1) Harrēna が領収したことが記録されているだけで被委託人についての言及はない

2) Appisiyatis に委託されたのは第20年，第4月1日

圧倒的に羊に集中する。第二に baziš は乳製品や銀等で代納されたのではなく、生きている (katuka) 状態で、すなわち UDU. NITÁ そのもので徴収された。第三にそれらは主に春一夏に徴収された⁴¹⁾。しかも baziš として徴収された UDU. NITÁ は当該年には王室経済の担当者に委託されたことが記録されるだけで、これまでみてきた会計簿の管理項目を構成することはない。翌年度になってはじめて nutanuš の保有頭数および「支出」に計上される (PF 2008)。それゆえ baziš として徴収された UDU. NITÁ は、当該年には預託制に基づく nutanuš の管理体制とは別の系列に置かれていたと推定できる。すなわち nutanuš 内には他とは区別される特殊な UDU. NITÁ 群が存在していたことになる。baziš 徴収の目的が第一義的には当該の nutanuš の UDU. NITÁ 補充拡大にあることは言うまでもないとしても、委託された個人の任務が単に翌年度まで徴収された UDU. NITÁ を維持、保管することであったとは考えられない。なぜなら baziš は、上述のようにとりわけ春一夏に生きた UDU. NITÁ で徴収されたのであるから。

すなわち春は出産と剪毛の時期が重なり羊・山羊の生産力が最も高くなる時期である⁴²⁾。さらに分娩後のメスからは2—3カ月間の搾乳が可能である——現代のイランでも春のメス羊が最も市場価値が高い [熊井 1977: 154]。表6に現われる性比が予想外にオスの優勢を報告するという事実は、種別で羊に集中する傾向と同様に、ここで予想される搾乳と羊毛という二種類の利用形態のうち、とりわけ羊毛の取得が baziš 徴収の主要な目的であったことを示唆しているように思われる。確かに羊毛量については一般にオスはメスを上回り、羊は山羊の約2倍の生産力を有する [Poyck 1962: 53]。羊毛利用の重要性については、すでにシュメール以来検証可能である⁴³⁾。

ところでもしこのようにして baziš として徴収された UDU. NITÁ の剪毛が nutanuš 内でおこなわれていたとすれば、それは当然大規模な労働力の自己負担を nutanuš に要求することになる。しかしこの問題も王室の豊富な労働力を考慮すれば容易に解決されることである。

羊毛の利用については最後に Paša の存在に注意を喚起しておきたい。Paša は「羊

41) 第1月 (PF 2070), 第2月 (PF 2025), 第4月 (PF 273), 第6月 (PF 269-271) が検証される。現行の太陽暦ではおよそ3—9月にあたる。

42) 南イランの Basseri 族の羊放牧では、6, 8—9, 10月に発情期を迎え、11, 1—2, 3月に出産する [BARTH 1961: 7]。剪毛の時期についてはバビロニアではおよそ2—3月、古代イタリアでは3月21日—6月21日であったことが知られている [KRAUS 1966: 160-161]。また現代のファールス地方では春と秋の2回剪毛がおこなわれると報告されている [大野 1971: 351]。

43) たとえば [WAETZOLDT 1972]。

毛織り女⁴⁴⁾と想定される集団で女性労働者の中で最も主要な集団である⁴⁵⁾。特に Paša の長は、1月3日 marriš のぶどう酒の受給 (PF 875, 876, 1012), あるいは1年半にわたる定期的な UDU. NITÁ の受給 (PF 1790) などかなり優遇された例を記録している。このような状況は、王室経済において羊毛の利用が高く評価されていたことの一証左となるだろう。nutanuš が自給しうる UDU. NITÁ だけでは、そのような王室経済の需要に応じうる集約的な羊毛生産を達成することはおそらく不可能であった。

もちろん baziš として徴収された UDU. NITÁ が羊毛のためにのみ利用されたわけでもなければ、羊毛の取得が baziš にのみ期待されたわけでもないだろう。しかし baziš 徴収が nutanuš の UDU. NITÁ の補充拡大と同時に、とりわけ羊毛の利用をその主要目的としていたという本稿の想定はおそらく間違っていないと思う。

Ⅳ. Hiran と Uranduš の場合

さてわれわれは baziš 徴収と UDU. NITÁ 管理について、Hiran と Uranduš からきわめて興味深い「報告」を得ることができる。ただし、現段階では両地の正確な位置決定をおこなうことは不可能である⁴⁶⁾ので、その気候風土に固有の諸要因があったとしても、ここではそれは無視せざるを得ない。本章ではこれまで述べてきたことを、Hiran と Uranduš を例として再検討してみたい。

まず baziš の徴収について PF 2025 は次のように述べている。

PF 2025:

オス羊40, メス羊309, オス仔羊75, メス仔羊102, 合計 UDU. NITÁ 526, dalalakip の所にいたものを, Raubasa とかれの仲間 KUR. zakkip [土地の支払人達?] が徴収した。Makama という名前の Uranduš の家畜長 (kāsabattis)——Harrēna が割り当てた——に, それ [=徴収したもの] を, かれらは委託した。

44) ヒントは Av. pas-「編む, 結ぶ」に基づいて「じゅうたん織りの女(?)」と解釈している [Hinz 1973: 172]。

45) 決定詞は常に女性であるが実際には男性労働者を含む場合もある (PF 847, 999)。

46) 城砦文書によれば Hiran には宝庫があり (PF 58), 家畜飼養民をその権限下におく ansara 職が存在することが確認できる (PF 2025, 2070)。あるいはぶどう酒に対する言及が多いのも特徴的である。一方 Uranduš には nutanuš が置かれていたことが確認できる (PF 2025)。またかなり大規模な労働者集団の存在が予想され, とりわけ第20年には544人の Paša が記録される (PF 1794)。Paša 以外にも石工 (HAR tukkip) や GIR (?) づくり人等も検証される。

オス山羊15, メス山羊25, メス仔山羊1, メス羊7, 合計48, 囲い地 (baribataš)⁴⁷⁾にいたものを, Raubasa とかれの仲間が徴収した。ansara 職にある Miššumanya の下にいる, Umizza という名前の Hiran の牧夫 (batera)——Harrēna が割り当てた——に, それ [=徴収したもの] を, かれらは委託した。

dalalakip の所にいたものと囲い地において徴収されたものの合計, オス山羊15, メス山羊25, メス仔山羊1, オス羊40, メス羊316, オス仔羊75, メス仔羊102, 合計羊533, 山羊41。

そして……UDU. NITÁ 574, それらは Raubasa とかれの仲間が, 王の baziš として徴収した, とかれらは言っている。Makama と Umizza の両者に, かれらは委託した。

第19年第2月 [以下省略]

そして Hiran については, さらに詳細な報告がおこなわれている。

PF 2070:

Parnaka に言え, と Raubasa とかれの仲間は次のように言っている: 神と王が汝の友となるように……今, われわれは UDU. NITÁ を囲い地において徴収した。徴税人達 (bazi huttip) をあなたの下にわれわれは送った。Umizza という名前の Halpa の息子をわれわれは送った。Halkukaptariš と呼ばれる [地区] の Hiran にかれは住んでいる。[かれは] 王の牧夫で, Harrēna が割り当てた。かれの ansara は Miššumanya という名前である。それ [=徴収したもの] を, かれ [=Umizza] にわれわれは委託した。[それは] かれが運び, かれが到着した時あなたに引き渡される。

Rautaš と呼ばれる [地区] の Kamzarasaš にある⁴⁸⁾ Rautannuš の囲い地において, [それは] 労働者の長 (kurdabattiš) Šuddayauda が, 割り当て, その囲い地に収容された。Teyauka という名前の者についてはオス山羊2, メス山羊2, メス羊1, 合計かれの UDU. NITÁ 5。そして Datezza という名前の者についてはオス山羊2, メス山羊2, メス仔山羊1, 合計かれの UDU. NITÁ 5。そして Madamiš という名前の者についてはメス山羊7, メス羊1, 合計彼女の UDU. NITÁ 8, そして Bawuk という名前の者についてはオス山羊2, メス山羊2, メス羊5, 合計かれの UDU. NITÁ 9, 4人はすべて Miturna [?] という名前の

47) OP *pari-bāda-「保護の囲い地」が想定される [PFT: 675], cf. [Hinz 1975: 179]。

48) ハロックは Rautaš を地名ではなく OP rautah-「川」と解すればこの箇所が「Kamzarasaš と呼ばれる川」と訳しうることを指摘している [PFT: 641]。

ansara 兼屠殺人 (halpera) の所領 (irmatam) にいる。

そして王の kurtaš であり, rara [?] である Mauruza については, Kambezza が割り当てた。オス山羊 5, メス山羊 10, 合計かれの UDU. NITÁ 15。

そして Mirakama という名前の宝庫の役人 (kapnuškira) については Karkiš が割り当てた。メス山羊 6, 合計 6。

Hiran に住んでいる人々のものを, われわれは徴収した。合計オス山羊 11, 合計メス山羊 29, 合計メス仔山羊 1, 合計メス羊 7, 合計 UDU. NITÁ 48。

第18年第1月第21日……

徴税人達をあなたの下にわれわれは送った……

この両テキストから徴税体系を再構成することは不可能である。しかし少なくとも徴収方法に関連して次の5点を指摘することはできるだろう。

① 王の baziš 徴収のためには, KUR. zakkip と呼ばれる徴税官が存在した。かれらはペルセポリスの最高責任者 Parnaka と直接交信することができ, あるいは bazi huttip と呼ばれる代理人を使用することができた。

② baziš 徴収の対象には, dalalakip の所にいたものと囲い地にいるものの2種類がある。前者は Uranduš の家畜長に, 後者は Hiran の牧夫に各々委託された。

dalalakip < dala + lakip 「dala (?) を横切って行く人々」 [PFT: 679] とは, おそらくこの地方を通過する遊牧民ではなかったのか。事実良好草地に恵まれたザグロス山脈を夏の放牧地として利用する南イランの遊牧民は, 毎年春と秋の2回ペルセポリスのある Marv Dasht を通過する [BARTH 1961: 5-6; 大野 1971: 307; 熊井 1977: 142-143, 150-151]。そしてその際にはかれらはムラの刈り跡地や休閑地を放牧地として利用する。

一方囲い地において徴収されている人々については Hiran の住民であったことが確認されるだけでなく, すでにかれらが王室経済の管理体制の中に組み込まれていたことが理解できる。dalalakip を遊牧民と考えれば, それとは対照的に, かれらを定着生活を営む人々であったと想定することができるだろう。

確かに dalalakip から徴収された UDU. NITÁ の頭数は, 囲い地において徴収されたものを圧倒的に上回っている。

③ 徴収のための指揮系統は, 徴収の実際活動と管理を担当する, いわば家畜を支配する系統と, baziš を負担する人間を支配する系統に区別される。前者はペルセポリスの家畜長 Harrēna の指揮下にあったが, 後者は各個人の属している地位や集団

に応じてその指揮系統が異なっていた。

④ Hiran の場合、第18年と第19年に徴収された UDU. NITÁ の頭数と構成比には著しい類似が認められる。ただし第19年に牧夫 Umizza に委託されたものが、前年度と同様に Parnaka の下に、すなわちベルセポリスに運ばれたか否かについては現段階では確定できない。

⑤ Hiran と Uranduš で徴収された UDU. NITÁ は、最終的には王の baziš として一括して報告される。それゆえ Hiran と Uranduš が行政上の1単位を構成していたと推定できる。

さらに第17年にも476頭の UDU. NITÁ が baziš として徴収され、Mišsumanya に委託されたことが確認できる (PF 267)⁴⁹⁾。このようにして徴収された UDU. NITÁ は、何らかの理由で中央に運ばれる以外は当該 nutanuš に納められ、翌年度から公式に増産の対象となる。

これについてわれわれは第16年の「報告」を得ることができる。そこでは Uranduš の家畜長 Makama が前年度 baziš として徴収された UDU. NITÁ の委託を受け、既述の形式の会計簿計算に従事している (PF 2008)。各項目の内訳等、詳細は省略し全体の構成だけを略述すると以下ようになる。すなわち第15年に baziš として徴収された UDU. NITÁ のうち584頭が第16年に繰り越される。第16年には58頭 (584× $\frac{1}{10}$) が他より持ち込まれて屠殺され、60頭が移動される。前者はすでに述べたように当該年に出産された仔羊の中から供給された。170頭 (mat 合計255× $\frac{2}{7}$) の仔羊が確保され、そのうち15頭が nutanuš に残される。その結果当該 nutanuš の第16年の最終保有頭数は539頭となり、「支出」合計は157頭となる⁵⁰⁾。

しかもこの157頭のうち117 $\frac{1}{2}$ 頭については、再び Makama によって24名に「支出」されたことが確認できる (PF 2012)。表7のⅠ—Ⅲの項目のうちⅠとⅢは屠殺されずに「支出」されたと考えられる。すなわちⅠは PF 2008 の移動された UDU. NITÁ の一部を、Ⅲは出産された仔羊の「支出」の一部を構成する。また第16年には58頭が持ち込まれて屠殺されたことが記録されているだけで、少なくとも前年度から繰り越された UDU. NITÁ の屠殺はおこなわれていない。それゆえⅡは nutanuš に属する UDU. NITÁ の屠殺とされる以上58頭と同様に出産された仔羊の項に求めなければならない。この結果第16年に出産された仔羊・仔山羊については、nutanuš に残された15頭、batmana に対する支給 (おそらく屠殺 UDU. NITÁ の nutanuš

49) おそらく PF 268 もこの地域のもの。

50) 移動された UDU. NITÁ 60+(確保された仔羊・仔山羊 170—nutanuš に残される仔羊 15—batmana に対する支給58) =157。

表7 PF 2012

nutanuš に属する UDU. NITÁ				hatrimaš				受 領 者
I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
hasana	pir halpika	putú	合 計	pir halpika	pitika	合 計	総 計	
7	9½	4	16½ ¹⁾	0	0	0	16½ ¹⁾	Ke-in-da-ru-iš
0	4	4	8	0	0	0	8	Ya-aš-na-ak-ka
0	18½ ²⁾	9	18½	10	1	11	29½	Ka-da-u-ra
0	0	2	2	0	0	0	2	Ba-ka-ba-na
0	0	3	3	0	0	0	3	Ka-u-ma
0	0	1	1	0	0	0	1	Ú-ka-ma
5	½	5	10½	0	0	0	10½	Tur-pi-iš
0	0	10	10	0	0	0	10	Ú-iš-ka-man-za
1	2½	4	7½	0	0	0	7½	Ba-ke-na
10	½	0	10½	5	0	5	15½	Ma-u-šu-ud-da
0	1	0	1	0	0	0	1	Par-nu-uk-ka
0	½	0	½	0	0	0	½	Kur-ru-te-iz-za
3	0	0	2 ³⁾	0	0	0	2 ³⁾	Ru-iz-zi-iš
1	2½	0	3½	3	0	3	6½	Ir-te-iz-za
0	½	0	½	2	0	2	2½	At-te-mi-ra
0	½	2	3½ ⁴⁾	0	0	0	2½	Da-at-te-iz-z[a]
0	0	6	6	0	0	0	6	Mi-iš-šu-man-y[a]
0	2	0	2	0	0	0	2	Ka-u-ma[]
2	0	2	4	0	0	0	6 ⁵⁾	Kar-ba-[]
0	0	0	0	10	0	10	10	Mi-ra-m[a(?)-na(?)]
0	0	0	0	5	0	5	5	Ma-ap- [ra(?)-ma(?)-ti(?)ya-(?)]
0	0	0	0	0	1	1	1	Mi-u-r[a-]
0	0	0	0	10	1	11	11	[]
0	0	0	0	10	1	11	11	[]
29	34½ ⁶⁾	52	117½ ⁷⁾	55	4	59	176½ ⁸⁾	

註 1) 20½の誤り
 2) 9½の誤り
 3) 3の誤り
 4) 2½の誤り
 5) 4の誤り
 6) 実際の合計は43½上記の訂正をおこなえば34½になる
 7) 実際の合計は111½上記の訂正をおこなえば115½になる
 8) 実際の合計は171½上記の訂正をおこなえば174½になる
 * 以上の訂正はハロックに従った

内消費許容量) 58頭 (以上は PF 2008), 仔羊・仔山羊の「支出」52頭 (表 7 III), 屠殺された仔羊・仔山羊の「支出」34½ (表 7 II) (以上は PF 2012), 合計159½頭をトレースすることができる。すなわちトレースできた仔羊・仔山羊全体の約58%が屠殺され、約54%が nutanuš 外で利用されていた。仔羊・仔山羊の需要はかなり高い⁵¹⁾。この1例からしても当該年に、出産された仔羊・仔山羊——現実の出産頭数ではなくあくまで当該年に確保されるべき頭数——が「支出」あるいは消費のための重要な供給源であったことは理解できるだろう。それゆえたとえ現実に出産された仔羊・仔山羊を100%利用することができなくても、毎年確実に仔羊・仔山羊を獲得することが保証されていることの方が、nutanuš 経済すなわち王室経済の安定にとっては有効であった。預託制の意義はまさにこの点にある。なお表7のI・II・III・VIの受領者については預託を請け負っているとみなしてさしつかえないだろう。

ところでこの24名すべてについて城砦文書における存在をトレースできるわけではないが、かれらの中に PF 2070 で Hiran の住民と明示されていた Datezza や Miš-šumanya, あるいは Hiran の家畜管理に従事している Bakabana が含まれているという事実は十分に注目に値する。Hiran と Uranduš の近接性については、すでに PF 2025 によって予測されたところであるが、それはこのことによっても裏付けられる。すなわち Uranduš の nutanuš に属する UDU. NITÁ は, Uranduš と Hiran を中心とする地域——おそらくそれが当該 nutanuš の管轄地域を構成——に住む人々に対して「支出」されたと想定することができる。この24名の中にはそこを通過する遊牧民も含まれていたかもしれない。いずれにしても nutanuš の「支出」と baziš 徴収は同一地域を対象におこなわれていたと考えることはできるだろう。

以上の Hiran と Uranduš の例は、nutanuš を中核とする王室経済の家畜管理の一端を説明すると同時に、とりわけ預託制と baziš 徴収が王室と家畜飼養民を繋ぐ有効なパイプであったことを期待させるものである。

51)

PF ナンバー	2008	2009	2010	2083
確保された仔羊・仔山羊	170	220%	256	1274
nutanuš に残される仔羊	15	11	0	56
「支出」される仔羊・仔山羊	155	208% ¹⁾	256	1218

¹⁾ 209% の誤り

V. おわりに

本稿では、城砦文書を手がかりに、ペルセポリス王室経済管轄下の UDU. NITÁ 管理の概観を再構成する作業がおこなわれた。その結果、nutanuš が王室経済における家畜飼養の中核的組織であったこと、飼養が預託制を基盤としておこなわれていたこと、そして同時に baziš と呼ばれる一種の家畜税が徴収されていたことの3点が主要な特徴として確認できた。

さらに預託制と baziš 徴収が大家畜所有者である王室と各家畜飼養民を繋ぐパイプとして機能していたことが示唆された。すなわちこの両手段は単に経済的効果をねらったものではなく、すぐれて nutanuš 管轄下にある家畜飼養民掌握のための有効な手段であったことが想定されるのである。おそらくこれらの家畜飼養民の中には、PF 205 が示唆するように当該地域を定期的に通過する遊牧民が含まれていたと考えてよいであろう。遊牧民との関係の調整は、古来西アジアに興亡した諸国家の安定のための不可欠の課題であった⁵²⁾が、それはクル（キュロス大王、在位 559-530 B.C.）以来のハカーマニシュ朝についても同様である⁵³⁾。

それゆえ家畜飼養民の掌握という問題の解明は、ハカーマニシュ朝の支配構造を考える上で特に重要であり、ハカーマニシュ朝治世下のペルシャ人社会の内部構造にも迫るものである。しかし遺憾ながら城砦文書からは、nutanuš の UDU. NITÁ 「支出」の受領者や baziš 負担者の具体的な利益について、あるいは nutanuš の「支出」と baziš 相互の関連性について直接語るものをわれわれは得ることができない。それゆえこれを補うものとしては、たとえば今回はほとんど取り扱わなかったギリシャ語史料の中に、ハカーマニシュ朝の UDU. NITÁ 管理や利用形態についての具体例を求める作業等が要求される。本稿で解明されなかったいくつかの問題とともに今後の究明課題とし、別稿において責を全うしたい。

附 記

筆者は昭和52年度の国立民族学博物館の受託学生として第2研究部助教授松原正毅氏の御指導を受け、その後引き続き同館の共同研究「牧畜社会の比較研究」に参加させていただいている。

52) たとえば [KUPPER 1959; OPPENHEIM 1967; ROWTON 1973] を参照。

53) クル自身ハカーマニシュ朝の北東辺境地帯を脅す半遊牧民マッサゲダイ族征圧のための遠征で戦死したと伝えられている [HDT, I₂₀₁₋₂₁₆]。

なお本稿の作成にあたっては松原氏、前川和也氏（京都大学人文科学研究所）の御指導をいただいたのをはじめ、多くの方がたから御助言、御援助をいただいた。

以上ここに記して心から謝意を表するとともに、今後の研究のためにさらに広範囲の専門家諸氏からの御教示を乞う次第である。

文 献

- BARTH, F.
1961 *Nomads of South Persia*. Oslo Univ. Press.
- CAMERON, G. G.
1942 Darius' Daughter and the Persepolis Inscriptions. *JNES* 1: 214-218.
- DRIVER, G. R.
1957 *Aramaic Documents of the Fifth Century B. C.* Oxford Univ. Press.
- DRIVER, G. R. and J. C. MILES (ed.)
1955 *The Babylonian Laws*. Oxford Univ. Press.
- EMMERICK, R. E.
1971 *Asia Major* 16: 212-214.
- GERSHEVITCH, I.
1951 *Asia Major* 2: 132-144.
- GHIRSHMAN, R.
1954 *Iran from the Earliest Times to the Islamic Conquest*. Perican Archaeology Series, Hamondworth.
- HAFEZ, E. S. E. (ed.)
1969 *The Behaviour of Domestic Animals*. Baillière, Tindall and Cassell.
- HALLOCK, R. T.
1969 *Persepolis Fortification Tablets*. The University of Chicago Press.
1973 The Persepolis Fortification Archive. *Orientalia* 42: 320-323.
1977 The Use of Seals on the Persepolis Fortification Tablets. In McGuire Gibson and Robert D. Biggs(ed.), *Seals and Sealing in the Ancient Near East*, Undena Publications Malibu, pp. 127-133.
- HERODOTE.
1967 *Histoires*. Budé Séries, Société d'Édition "Les Belles Lettres."
- HINZ, W.
1952 Zum elamischen Wortschatz. *ZA* 50: 237-252.
1967 Elamica II. *Orientalia* 36: 323-333.
1970 Die elamischen Buchungstäfelchen der Darius-Zeit. *Orientalia* 39: 421-440.
1972 Achämenidische Hofverwaltung. *ZA* 61: 260-311.
1973 *Neue Wege im Altpersischen*. Otto Harrassowitz.
1975 *Altiranisches Sprachgut der Nebenüberlieferungen*. Otto Harrassowitz.
- 川瀬豊子
1978 「ダーラヤウ 1 世治世下の祭儀と王室経済」『オリエント』21(1): 71-90.
- KENT, R. G.
1953 *Old Persian grammar, Texts, Lexicon*. American Oriental Society.
- KRAUS, F. R.
1966 *Staatliche Viehhaltung im altbabylonischen Lande Larsa*. N. V. Noord-Hollandsche Uitgevers Maatschappij.
- 熊井清雄
1977 「イランの畜産と牧野」鳥取大学農学部附属砂丘利用研究施設・海外学術調査隊編

『イランにおける農業開発のための基礎調査——昭和51年度海外学術調査報告』 pp. 137-163.

KUPPER, J. R.

1959 Le rôle des nomades dans l'histoire de la Mésopotamie ancienne. *JESHO* 2: 113-127.

ラムトン, A. K. S.

1976 『ペルシャの地主と農村—土地保有と地稅行政の研究—』岡崎正孝訳, 岩波書店。

LANDSBERGER, B.

1960 *Materialien zum sumerischen Lexikon VIII/1*. Pontificium Institutum Biblicum.

MAYRHOFER, M.

1975 Alltagsleben und Verwaltung in Persepolis. *Anzeiger der Österreichischen Akademie der Wissenschaften, phil.-hist. Klasse.* 109: 192-202.

織田武雄・末尾至行・應地利明

1967 『西南アジアの農業と農村』京都大学。

大野盛雄

1971 『ペルシャの農村』東大出版会。

OPPENHEIM, A. L.

1967 A New Look at the Structure of Mesopotamian Society. *JESHO* 10: 1-16.

ORTH

1921 Schaf in Pauly-Wissowa 2. Reihe 3. Halbband, pp. 373-399.

POSTGATE, J. N.

1975 Some Old Babylonian Shepherds and their Flocks. *JSS* 20: 1-21.

POYCK, A. P. G.

1962 *Farm Studies in Iraq*. Landbouwhogeschool te Wageningen.

ROWTON, N. S.

1973 Autonomy and Nomadism in Western Asia. *Orientalia* 42: 247-258.

佐藤 進

1973 「アカイメネス朝ペルシャ王室經濟の研究(一)」『史学研究 (東京教育大学文学部紀要)』11: 1-26。

STAUFFER, R.

1965 The Economics of Nomadism in Iran. *Middle East Journal* 19: 284-302.

WAETZOLDT, H.

1972 *Untersuchungen zur neusumerischen Textilindustrie*. Istituto per l'Oriente.